

富山市安全で安心なまちづくり推進条例に基づく令和 6 年度の取り組みについて
(補足資料)

1 防犯設備の設置等(第 7 条関係)

(ア) 本市の街灯設置状況 (「富山市の建設」より)

年 度	設置総数
令和元年度	51,113カ所
令和2年度	51,441カ所
令和3年度	51,566カ所
令和4年度	51,698カ所
令和5年度	51,751カ所
令和6年度	51,829カ所

(イ) 本市施設の防犯カメラ設置状況

年 度	設置総数
令和元年度	1,736台
令和2年度	1,768台
令和3年度	1,811台
令和4年度	1,924台
令和5年度	2,004台
令和6年度	2,042台

(ウ) 本市の防犯カメラ補助制度を活用した防犯カメラ設置状況

年 度	団体数	設置数
平成26年度	5団体	9台
平成27年度	6団体	13台
平成28年度	5団体	15台
平成29年度	5団体	11台
平成30年度	5団体	9台
令和元年度	19団体	33台
令和2年度	47団体	76台
令和3年度	25団体	37台
令和4年度	21団体	33台
令和5年度	17団体	23台
令和6年度	13団体	23台
計	168 団体	282台

2 自主防犯団体への支援(第8条関係)

(1) 自主防犯団体数の推移

区 分	団体数
結成団体数	178団体
平成16年度支援組織(支援事業開始年度)	38団体
平成17年度	49団体
平成18年度	26団体
平成19年度	14団体
平成20年度	9団体
平成21年度	9団体
平成22年度	8団体
平成23年度	7団体
平成24年度	0団体
平成25年度	1団体
平成26年度	2団体
平成27年度	2団体
平成28年度	5団体
平成29年度	1団体
平成30年度	2団体
令和元年度	4団体
令和2年度	0団体
令和3年度	1団体
令和4年度	0団体
令和5年度	0団体
令和6年度	0団体
解散等団体数	△21団体※
計	157団体

※解散団体数の内、8団体は団体の統合による。

(2) ふるさとみまもり事業危険箇所等発見状況

令和6年度

区 分	危険箇所等発見件数
安全・安心活動※	1,295件
道路関係	251件
標識関係	285件
公園関係	426件
放置自転車関係	8件
廃棄物関係	44件
防災関係	587件
落書き調査	10件
その他	99件
計	3,005件

※安全・安心活動の内訳

区 分	危険箇所等発見件数
子ども・高齢者の安全確保と指導	1,170件
青少年への健全育成指導	0件
防犯広報活動	122件
防犯上管理不十分な空き家の発見	3件
不審者(車両)の発見	0件
計	1,295件

(3) 安全で安心なまちづくり研修会への参加状況

年度	参加団体数	参加者数
令和6年度	42団体	47人

※令和6年度は富山中央署管内団体のみ開催。富山南署・西署管内は大雪により中止

3 高齢者及び児童、生徒等の安全確保

(1) 特殊詐欺の被害状況(富山県) 認知被害件数、被害額

期 間	件 数	被 害 額	期 間	件 数	被 害 額
令和 6 年 年間	127 件	1,026,620,000 円	令和 7 年上半期	50 件	300,810,521 円
令和 5 年 年間	116件	521,340,000 円	令和 6 年上半期	48 件	246,536,000 円
増 減	11件増	505,280,000 円増	増 減	2 件増	54,274,521 円増

令和 7 年上半期(1 月～6 月) 特殊詐欺認知被害の内訳

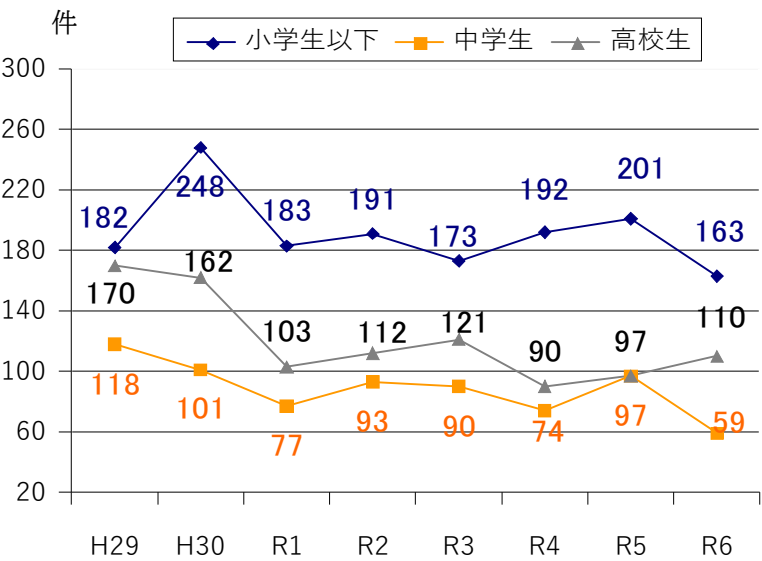
SNS 型投資・ロマンス詐欺	6 件	21,851,731 円	令和 6 年同期より 8 件、111,056,269 円減
特殊詐欺	44 件	278,958,790 円	令和 6 年同期より 10 件、165,330,790 円増
内 オレオレ詐欺	21 件	200,263,570 円	ニセ警察詐欺の急増
合 計	50 件	300,810,521 円	令和 6 年同期より 2 件、54,274,521 円増

(2) 富山県の特殊詐欺被害者の年齢 認知及び相談被害件数 高齢者36.9%

被害者の年齢	令和6年	割 合
10～20代	60人	10.2%
30代	49人	8.3%
40代	83人	14.2%
50代	97人	16.6%
60～64歳	81人	13.8%
65～69歳	76人	13.0%
70代	103人	17.6%
80代以上	37人	6.3%
被害者数	586人	100.0%

※令和 6 年 富山県

(3) 富山県の子どもに対する声かけ・つきまとい事案発生件数



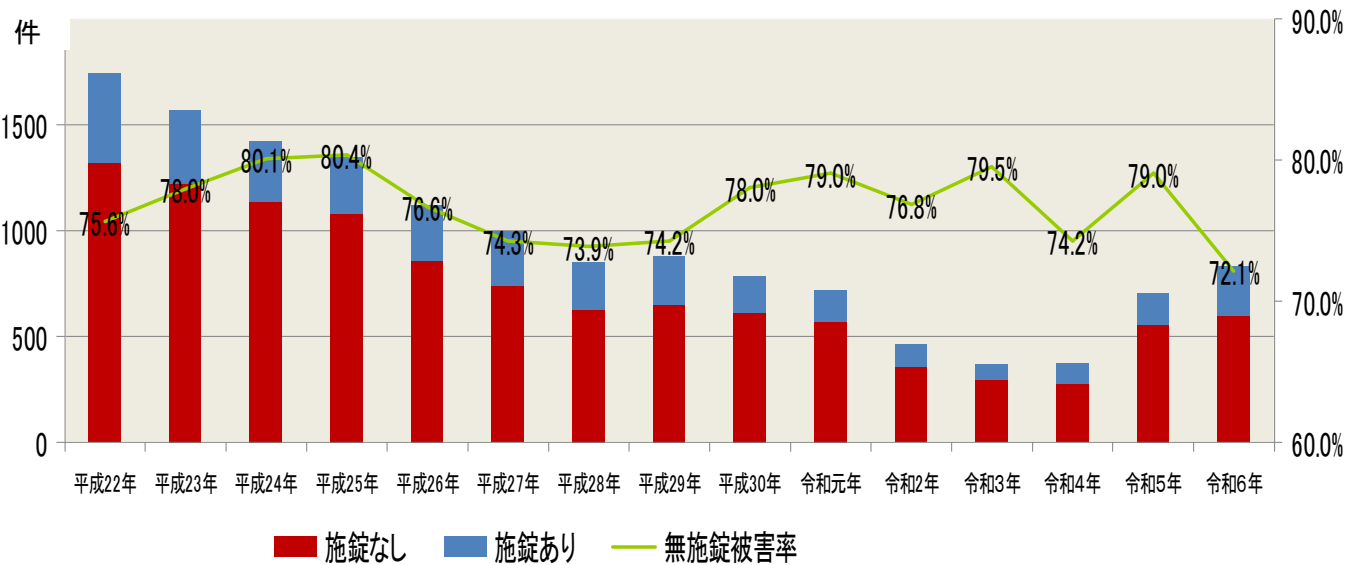
	令和6年	令和5年	前年比
小学生以下	163件	201件	38件減
中学生	59件	97件	38件減
高校生	110件	97件	13件増
計	332件	395件	63件減

※ 単に道を聞くつもりで声をかけた場合でも、子どもが怖くなって逃げた場合等、声をかけた方に悪意がない事案も含まれている場合があります。

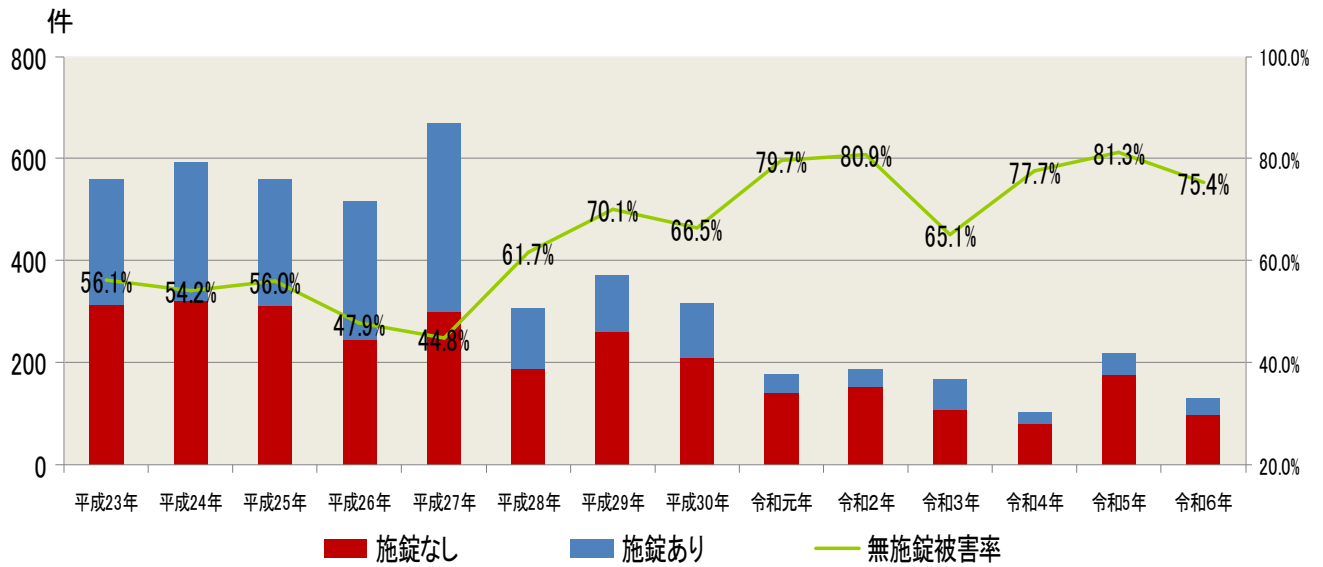
4 無施錠被害の防止対策

※無施錠被害率：分母が犯罪認知件数の総数、分子が犯罪認知件数中の無施錠が原因となった犯罪被害件数

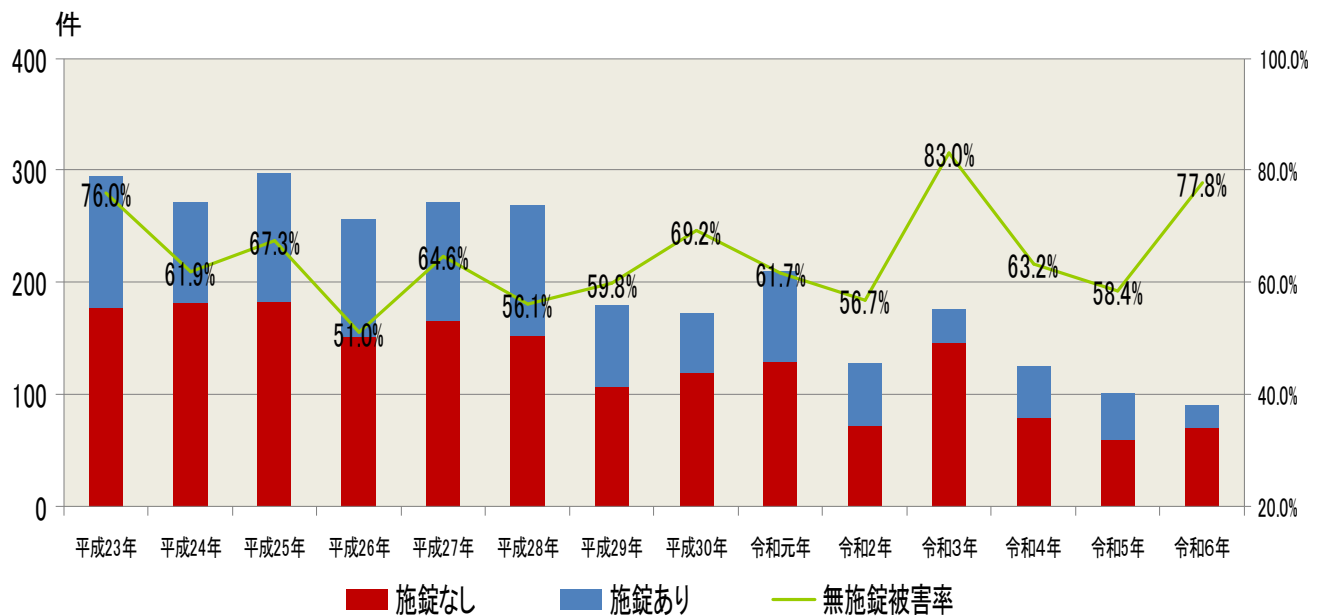
(1) 富山県の自転車盗の無施錠被害率



(2) 富山県の車上ねらいの無施錠被害率



(3) 富山県の住宅侵入盗の無施錠被害率



迷惑電話防止機能を搭載した電話機などの 購入費用の一部を補助します



振り込め詐欺やオレオレ詐欺の被害は後を絶ちません。
被害を受ける方は高齢者が多く、また、接触方法は電話が多いため、高齢者世帯では電話対策が重要です。

富山市では、高齢者世帯などの方が、迷惑電話防止機能の搭載された電話機などを購入した場合に、補助金を交付する事業を行っています。

補助対象となる方

市内に住所がある65歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らし高齢者
- ②高齢者世帯に属する方（いずれか一名）
- ③日中において、①又は②に該当する方

なお、一世帯につき補助は1回限りとします。

補助対象となる電話機など

次の①と②の機能を搭載した固定電話機又は、固定電話機に外部接続可能な装置で、補助を申請する日から一年以内に購入代金を支払っているもの。

- ①電話が鳴る前に警告メッセージが流れる
- ②電話に出ると自動で通話内容を録音する

補助額

1台の購入費用（消費税及び地方消費税を含む）に、2分の1を乗じて得た額。ただし、5千円を上限とします。

※購入費用とは値引きやポイント使用等を差し引いた後の実質支払額となります。

申請手続

- ・窓口 消費生活センターの窓口で申請書を記入して提出
- ・郵送 市ホームページ（<https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bohan/1010696/1010697/1005038.html>）から申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、下記の書類を添えて消費生活センターへ郵送

添付書類

- ①補助対象となる電話機などの購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、金額、発行者住所氏名及び日付の記載のあるもの）の写し
- ②補助対象となる電話機などの機能が記載されているカタログ又は取扱い説明書の写し
- ③申請者の振込口座通帳の写し

5 犯罪被害者等への支援

富山市では、犯罪被害者等を 対象とする支援事業を行っています

富山市では、犯罪被害者の遺族又は、犯罪行為により重傷病を負った方を対象に、迅速な支援を行うため、申請に基づき支援金を支給します。

【富山市犯罪被害者等支援金支給事業】

令和2(2020)年10月開始

支援金の種類・金額

①遺族支援金 **30**万円

※ 重傷病者支援金の支給を受けていた方が死亡した場合は、20万円

②重傷病者支援金 **10**万円

※「重傷病」とは、負傷または疾病（精神的な疾病を含む）に係る身体の障害で、その治療に1か月以上の期間を要すると医師に判断されたもの。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

支給対象者の要件（次の1、2両方の要件を満たすことが必要）

- 1 国内または国外における犯罪行為（過失によるものを除く。）により、死亡した犯罪被害者の遺族、又は重傷病を負った犯罪被害者であること。
- 2 遺族又は被害者の方が、支援金の申請時に本市の住民基本台帳に記録されていること。

※ 令和2年10月1日以後の犯罪行為による犯罪被害について適用します。

県内の大学等へ進学を希望される方はこちら

【富山市犯罪被害者等奨学資金給付事業】

平成31(2019)年1月開始

犯罪行為により被害を受けた方やその家族を対象に、高校卒業後の資格取得を目指した県内の大学・短大・専門学校等への進学を支援します。

支給資金および 支給額

①学費奨学資金 年**17**万円以内

②入学奨学資金 **10**万円以内（初回のみ）

どちらの事業についてもお問い合わせは、
富山市防災危機管理部 危機管理課まで ☎443-2052（直通）

富山市犯罪被害者等支援 総合案内窓口

防災危機管理部 危機管理課（市役所東館4階）

TEL **443-2052**

月～金曜日 8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

【富山市の主な支援・相談窓口】

くらしの支援

内 容	担 当 課	連 絡 先
自立支援医療や心の健康に関する相談	保健所保健予防課	428-1152 住所：富山市蜷川459番地1
国民健康保険に関する特例 （犯罪行為による健康被害にも適用）	保険年金課	443-2064
ひとり親家庭等への各種支援 （児童扶養手当・医療費助成等）	こども福祉課	443-2055
保育に関する支援（保育所の入所相談等）	こども保育課	443-2165
就学相談・就学援助・カウンセリング等	学校教育課	443-2134 住所：富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル7階
高齢者に関する支援（生活援助・自立支援等）	長寿福祉課	443-2062
自立した生活を送るための援助や指導（生活保護）	生活支援課	443-2057
ドメスティックバイオレンス（DV）の相談	男女共同参画 推進センター	433-2210 住所：富山市新富町一丁目 2番3号 CiCビル3階

すまい・安全の確保

内 容	担 当 課	連 絡 先
市営住宅への入居	市営住宅課	443-2097
養護老人ホームへの入所	長寿福祉課	443-2062
住民基本台帳に関する支援措置（閲覧制限等）	市民課	443-2050
市税等証明書に関する支援措置（取得制限等）	納税課	443-2026

その他の支援・相談窓口については、総合案内窓口へお問い合わせください。

【その他の相談窓口はこちら】

相 談 窓 口	連 絡 先
富山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 とやま被害者支援センター 〒930-0858 富山市牛島町5番7号 ホームページ http://toyama-shien.com	相談電話 076-413-7830 相談用メール soudan@toyama-shien.com 【受付時間】 月～金 午前10時から午後4時 （祝祭日・年末年始 除く）
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま ホームページ http://seibouryoku.com	電話 076-471-7879 【受付時間】 24時間365日

詳細は、富山市ホームページでも案内しています。

犯罪被害者支援

検索

犯罪被害者等奨学資金給付制度

犯罪被害にあった方、またはその家族が大学等に進学する場合の修学支援

富山市では、犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族または重傷病を負った方もしくはその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対する奨学資金の給付制度を設けています。

支給対象者

犯罪行為により、父又は母が死亡した方や、高校等在学中に本人、父又は母が「重傷病」の診断を受け療養していた方で、高校等の教育課程を修了し、引き続き県内大学、短大、専門学校等へ進学する方。

※本人及び生計同一にあるすべての者が本市に居住していることが必要です。

※「重傷病」とは療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいいます。

支給期間

- 犯罪被害が「死亡」の場合：大学等の修学年限まで ※年度更新有
- 犯罪被害が「重傷病」の場合：大学等初年度のみ

給付額

- 入学奨学資金：大学等への入学金の実費（上限100,000円/1回のみ）
- 学費奨学資金：大学等の授業料に実費（上限170,000円/年度）

受付後内容を審査し、給付決定します。

申請窓口
・
お問合せ先

住所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号
担当 富山市役所 防災危機管理部 危機管理課（東館4階）
電話 443-2052 FAX 431-6265
HP <http://www.city.toyama.toyama.jp/>